

第 2 8 期東京都青少年問題協議会
第 1 回専門部会

平成 2 1 年 1 月 3 0 日 (金)

都庁第一本庁舎 3 3 階 特別会議室 N 6

午後 6 時 00 分開会

青山青少年課長 それでは、皆様お待たせいたしました。本日はご多忙、また非常に雨でお足元の悪い中、夜間にもかかわらず青少年問題協議会第 1 回専門部会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

定刻となりましたので、まだお見えになっていない方もいらっしゃると思いますが、ただいまから第 1 回専門部会を開催させていただきます。

初回ですので、ちょっと自己紹介させていただきますが、専門部会でこういう司会などをさせていただきます青山課長の青山と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に本日の資料をお配りしてございますので、ご確認をお願いいたします。

資料 1 ということで、ホチキスでとめてございますが、順に 1、2、3 と、「インターネット上の違法・有害情報の分類と関係法令について」、「青少年のネット利用による有害行為と法令の適用の可否について」、「インターネット上の青少年に有害な情報に対する最近の主な取組について」を 3 枚まとめたものがございます。それから資料 2 ということで、1 枚ものですが、「図書類等の有害情報及び規制物品の売買と関係法令等について」でございいます。資料 3 は後藤委員の後ほどのヒアリングの資料でございいますが、「メディアにおける児童ポルノの問題」でございいます。また、参考資料といたしまして、1 枚なのでちょっとめくりにくいかもしれませんが、「今後の総合的なインターネット上の違法・有害情報対策の枠組み」というのが 1 枚ございます。その後、青いパンフレットがございいますが、こちらは番号をつけておりませんが、こちらが参考資料の 2 「東京都青少年の健全な育成に関する条例のあらまし」でございいます。参考資料 3 は「学校における携帯電話の取扱い等について(通知)」、参考資料 4、こちら番号はございませんが、緑色のパンフレットで、「子供が被害者にも加害者にもならないために」をお配りしてございます。そろっておりますでしょうか。

それでは、前田部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

前田部会長 それでは、早速議事に入りたいと思うんですが、私も、自己紹介ということとは必要ないと思うんですが、部会長として専門部会の司会をこれからやらさせていただきますので、何とぞご協力のほどをお願いしたいと思います。

今、青山課長からご説明がありました資料のうち、インターネット及び図書類における有害情報等への対応についてという部分ですけれども、ここからまずご説明をいただける

でしょうか。よろしくお願いいたします。

青山青少年課長 それでは、約 30 分強ほどお時間をいただきまして、インターネットの問題や有害図書の問題について、主に資料の 1 と 2 を用いまして概略をご説明いたします。

こちらのご説明をさせていただく趣旨といたしましては、総会の場で吉川委員からご提案があったと思うのですが、ヒアリングやご協議をいただくに先立ちまして、これから大まかにどのような問題についてご議論いただくのか、その輪郭と現状がどうなっており、既にどのような取組が進められているのか、また手当のなされていない部分はどこかなど、とりあえず、委員のそれぞれの皆様方にイメージをつくっていただくためということでご説明をさせていただきたいと思います。

時間も限られておりますので、非常にざあっとさらうような形の説明しかありませんけれども、私がこの後申し上げるいろいろな専門用語とか少し出てくるんですが、詳細につきましては、本日を含めまして、この後四、五回予定の専門家のヒアリングの中で掘り下げていただきますので、その点はどうぞご了承くださいと思います。

また、本日お出ししました資料につきましては、きょうはいろいろお仕事の関係でご欠席されておりますが、インターネットの関係の専門家でいらっしゃいます吉川委員や安川委員にも、あらかじめアドバイスをいただいて作成したものでございます。

資料につきましては、先ほどご紹介いたしましたように、インターネットに関するものが主に資料 1、それから図書類に関するもの、その他を含めまして資料 2 というふうになっております。

資料の 1 - 1 なんですけれども、こちらでは、まずネット上に流れる情報そのものについて、どういった法令関係があるのかということでございます。まず一番の大前提といたしまして、この資料 1 - 1 の右側の囲みに示してございますように、ネット上の情報のやりとりの大前提といたしまして、憲法上、表現の自由及び通信の秘密の強い保障がございまして、特にネット上の表現につきましては、電気通信事業法というのがございまして、こちらで事業者に対して検閲の禁止であるとか秘密の保護、また電気通信サービスの提供の義務というのが課せられています。

一方、児童の権利条約というのもございまして、国際的な条約ということでございますが、あらゆる性的搾取や虐待からの児童の保護とともに、児童の表現の自由等もうたわわております。この児童の表現の自由というのは、あらゆる種類の情報や考えを求め、受け及び伝える自由ということでございます。

そして、ネット上で問題となる情報の分類なんですけれども、主に大きく分けまして、発信者に法的な責任というのが求められる違法な情報と、そうではない情報に大別されます。違法な情報につきましても、特定の他人の権利を侵害する情報と、具体的に権利を侵害される個人がいるわけではないのだけれども、社会的法益を侵害する情報というのに分類されます。そのほか違法でない情報につきましても、公序良俗に反する情報ということになるかと思えます。

前者の一番最初の「特定の他人の権利を侵害する情報」。具体的には名誉毀損、それから著作権違反等に当たるような情報につきましても、こちらは被害者の求めに応じまして、例えば、私の権利を侵害したということで、誰がこういうことを書いたのだということで、プロバイダが被害者に対して発信者情報を開示したり、または、そういった書き込みのようなものを削除した場合に、実は権利侵害がなかったとしても、そう信じたことに相当な理由があれば、プロバイダが免責されるというプロバイダ責任制限法というのがございまして、そういったことが定められております。

また、逆に、そうした権利侵害情報があるというのに、プロバイダが削除しなかったという場合でも、プロバイダにその認識がなければ、被害者に対する賠償責任は問われないということになります。ただし、対象外というふうに書いてありますけれども、このプロバイダ責任制限法につきましても、次の欄にあります社会的法益侵害情報であるとか、特定グループということで、例えば、何か特定の病気にかかっている人とか、特定の人種の人とか、そういったグループを名指ししての差別表現などには適用されないこととなります。

2番目の箱の「社会的法益を侵害する情報」の主なものには、そちらに列挙されておりますように、わいせつ画像の張り付け、それから売春のあっせん、出会い系サイトへの援助交際相手募集の書き込み、口座売買であるとか、携帯端末の無断譲渡の募集、覚醒剤や大麻の広告、こういったものがございます。

こちらにつきましても、いずれも右欄に示しますように、行為自体を処罰する根拠法令というのがございます。先ほどの権利侵害情報であるとか、違法な情報につきましても、それぞれガイドラインというのが民間の自主規制として策定されてございまして、プロバイダがそれに従って削除するなどの自主規制を行うことが期待されております。

次に下の欄の「公序良俗に反する情報」に移りますが、こちらの「公序良俗に反する情報」といいますのは、違法ではないのだけれども、ネット上の流通が望ましくないという

ことで、削除等何らかの対応が必要であるというふうに一般に認識されている情報になります。

具体的には、資料にございますとおり、去年いろいろありましたけれども、闇の職安というような、ああいった形の殺人の請負ですとか、自殺相手の募集サイト、死体画像、こういったものが含まれると思います。こちらのものにつきましては、もちろん青少年にとっても有害ですので、「青少年に有害な情報」にも含まれます。なお、囲みの中に「青少年に有害な情報」ということで囲んでございますが、露骨な性表現、暴力的表現、アダルトサイトなど、こちらは場合によっては、成人にとっては必ずしも有害とは言えない情報になるかということで、特に「青少年に有害な情報」ということで囲ってございます。

「公序良俗に反する情報」全般につきましては、特段それをどうこうしようという法令はございませんが、業界のほうでサーバー管理者に対する指針として、違法有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項であるとか、特に自殺予告事案というのが去年いろいろありましたけれども、インターネット上の自殺予告事案への対策に対するガイドラインなど、そういったものが策定されております。

そして、「青少年に有害な情報」につきましては、昨年6月に議員立法で「青少年インターネット環境整備法」というのが制定されております。これは来る4月1日に施行予定でございますが、こちらの内容としましては、フィルタリングの普及でありますとか、保護者の責務などいろいろ書いてございます。

こういった内容につきましては、同じところに並べて書いてございますが、各都道府県の持っている青少年条例である程度既にカバーされている、そういった都道府県も多くございます。東京都の青少年健全育成条例でも、平成17年、19年に改正をいたしまして、事業者に対するフィルタリングの開発、提供の義務、保護者へのフィルタリング告知・勧奨義務、また、携帯販売店や家電量販店に対しても、保護者へのフィルタリング利用の告知・勧奨義務を課しており、それからネットカフェでのフィルタリング付機器の提供義務など、そういったことについて定めてございます。

こちらの資料1-1でお示ししましたような各種情報に対して、事業者の自主規制を含めた取組がどういうふうに行われているかというようなことにつきましては、次回吉川委員のヒアリングの中でご説明があるかと思しますので、次の資料1-2のほうに移らせていただきたいと思います。

資料1-2のほうは、今度は情報のほうというよりも、最近いろいろ言われております

青少年、子どもがネットを利用して他人に被害を被らせたり、被害者がいなかったとしても、社会的には望ましくないような有害な行為をしたりした場合、およそ何らかの法令の適用があるのか、ないのか、そういった観点からちょっと整理をさせていただいたものでございます。

「行為の態様」としていくつか挙げておりまして、大括りに「ネットいじめ」というふうにしておりますが、そのやり方にはいくつかのパターンがあるということで、主なものとして、まず1番目に挙げておりますのが、「掲示板やプロフィールへの誹謗中傷等の書き込み」というのがございます。学校裏サイトなどもこちらに含まれていいのではと思うんですが、こちらは、こういうこと自体をどうにかするという法令はないんですけれども、書き込みの内容によっては、名誉毀損であるとか、侮辱罪というのを構成することはありますし、具体的には「殺す」というような文言が出ていたような場合に、高校生が脅迫等で逮捕されたような事例というのは、青少年の場合でもあるようでございます。

なお、誹謗中傷の関係では、例えば、学校裏サイトの管理人、その場合は大人だったんですけれども、その方が削除要請を受けても書き込みをずっと放置していたということで、名誉毀損罪の幫助ということで逮捕されたという事案があったんですけれども、結局、こちらは書き込み内容が名誉毀損まで至らない侮辱罪ということで、その幫助罪というのが成立せずに不起訴になった事例もあるということで、なかなか実際に立件するというのは難しいようでございます。

それから、2番目の行に移りますが、「他人になりすましてのプロフの作成・書き込み、なりすましメールの送付」というところです。こちらは、来週、安川委員から詳細な事例のご発表があるかもしれませんが、想定されていることといたしますのは、例えば、子どもが友だちの名前や個人情報をかたって、勝手に他人のプロフを作成したり、若しくは友だちのメールアドレスから送信されたように装ってなりすましメールを送ったりなどして、子どもにとっては、そういった技術というのは朝飯前ということらしいんですけれども、これを悪用して、なりすまされた友だちに不利な風評を流したりということで、現実にはそういったことでトラブルも多発しているようでございます。このこと自体に何かできるかという、特段適用できる法令はないようでございます。

なりすましによって、例えば、金品をだまし取るというようなことがあれば、詐欺罪にはなるというようなことでございます。なお、なりすましというような言葉を捉えまして、不正アクセス禁止法というのが適用できるのではというふうに思われる方もいるかもしれ

ないんですけれども、不正アクセス禁止法と申しますのは、パスワードを盗用してネットショッピングをすとか、ネットバンキングからお金を移しかえるというようなことで、ネットワーク利用における、なりすましに適用される法律ですので、事実上、人の名前でプロフをつくったりとかということは対象外になってしまいます。

また、3番目の箱に移りますが、いじめの対応として「チェーンメールや誹謗中傷メールの大量送信」というようなことで、そういったメールが悪用されることもあるようですが、こうしたことについても、なかなかぴったりくる法令というのはないようでございます。こちらメールの大量送りつけなどに関しましては、特定電子メール法というような法律もあるんですけれども、こちら広告・宣伝メールのみに適用されるものですので、友人間などは対象外となってしまいます。

それから、「ネットいじめ」の次の4番目の箱に移りますけれども、今、いろいろ問題になっていることとして、例えば、プロフの人気ランキングを上げるためなど、そういった理由だということなんです、自分の裸体等のいわゆるきわどい画像をアップしたりということで、子どもが女子中学生とか小学生とかが、そういうことをするような事例も散見されるということでございます。

画像の内容によっては、児童ポルノの提供や公然陳列に該当する場合もあり得ますが、後ほどの後藤委員のご説明にもあるかもしれませんが、例えば、大人にだまされてしまったり、脅されたりしてしまって、子どもが裸の写真を撮らされて、送信させられちゃったというような、そういった場合には、大人のほうに児童ポルノ禁止法の適用の可能性はあると思うんですが、このプロフのランキングを上げるとか、あと援助交際募集目的というようなことで青少年が自分で自発的に、自ら意図的にこのような行為をする場合には、児童の権利の擁護という法目的に照らしても、なかなか児童ポルノ禁止法というのをこういった子どもに何か積極的に適用するということはないようでございます。

それから、5番目の「売春目的での個人情報の書き込み」というのがありますが、こちら詳細な事例につきましては、次回、安川委員からご報告があると思いますけれども、子ども自身が大人に対してプロフや掲示板などに援助交際を求めるような書き込みを行うことというのが結構横行しているということでございます。

援助交際の温床と言われております出会い系サイトには厳しい規制がかかっておりますけれども、出会い系サイトの定義に該当しないようなサイトで、売春目的の誘引情報を書

き込むことというのは、なかなか直接規制する規定というのがございません。今週、報道で警視庁の調査結果というのが発表されておりましたが、昨年中に児童買春などの被害に遭った少女の遭うきっかけとして、昨年までと数字が大分変動したということで、出会い系サイトによるものが激減して、逆にゲームや交流サイト、プロフなどの一般サイトがきっかけになったものというのが急増したというふうなことでございました。

最後の列でございますが、最後は「青少年への販売等が規制されている物品」。例えば、条例で青少年に販売しないこととされているような指定図書やエアガンや特定のナイフ類など、こういったものをネットで購入するというのは比較的簡単にできてしまうのですが、現在、都条例では、これらの販売業者に対しまして、青少年に対する販売の規制というのは、店頭での対面販売というのを前提としておりますので、通信販売などの場合に、年齢確認や青少年への販売制限を確実に実行できるような仕組みにはなかなかありません。そういった状況のことでございます。

それでは、続きまして資料 1 - 3 のほうに移ります。

少し細かい図になっておりますけれども、先の 2 つの資料ではネット上の有害情報や青少年を取り巻く問題について、なかなか法令で決め手がないというような状況をざっと見たのでございますが、取組としては、国や自治体、民間、それぞれの立場で既にそれなりにある程度対策が進み始めてはいるんだというような、そういった現況をとりまとめたものでございます。

自治体の部分につきましては、東京都の取組を載せております。また、表に搭載しております国や民間の取組につきましては、すべてを厳密な書き方で載せているわけではございませんで、概要をご理解いただく趣旨から、ある程度ざっくりとした書き方になっておりますので、少し名称等正式でない部分もあるかもしれませんが、ご了承いただきたいと思っております。

最初の行は取組体制として、例えば、国であれば、平成 15 年から関係省庁課長級の「IT 安心会議」というようなものを立ち上げまして、昨年、これを局長級に格上げしております。連携してやっているということです。また、官民のあらゆる関係主体が一堂に会して、情報交換を行う「インターネット上の違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」というようなものも、昨年 10 月に立ち上がっております。

都では、私ども青少年課を事務局といたしまして、ネット・ケータイに関して違法や有害情報にかかわる関係部局の横断的な連絡会議というのを昨年設置いたしまして、情報の

共有であるとか、共同の取組というのを始めたところでございます。

民間では、いろいろあるんですけども、例えば、違法有害情報の削除ガイドラインを策定するなどに関しましては、こちらに挙げております4つの社団法人からなる「違法情報等対策連絡会」というようなところが取り組んだり、このほかにも、それぞれ個別の問題について様々な連携体制というのが見られております。

次の行ですけれども、「フィルタリングの導入促進」ということで、有害なサイトへの接続を妨げるフィルタリングサービスというものですが、こちらは子どもが使う携帯電話の場合は、今のところ親が契約時に利用の有無を表明することによりまして、携帯事業者がその親の判断に従った対応をとってフィルタリングを入れたり、入れなかったりというような、そういった対応をとることになっております。したがって、親がフィルタリングの意義について十分に理解し、適切な判断を下すということが大前提となりますので、そういうことで国でも自治体でも普及啓発活動に力を入れてきたところでございます。

最初に都のほうを先に言ってしまうんですが、都のほうでは、先に法令の説明でもちょっと触れましたように、プロバイダや携帯の販売店等に対し、そのフィルタリングの利用を保護者にお勧めするように義務づける内容の条例を制定いたしましたので、その施行の一環としまして、数度にわたり関係業界に対して導入促進を要請したり、店頭での実態についてアンケート調査を行ったりしております。

国のほうでは、特に2番目の のところでございますが、「総務省」とあるところですが、総務大臣が19年の12月、20年の4月などにわたりまして、携帯事業者に対しまして、フィルタリングサービスの利用を原則とした形での親権者の意思確認を行うことなどを、導入を促進することについて、またサービスの多様化など、フィルタリングの改善等について要請を行いました。

こうした要請を受ける形で、また、「青少年インターネット環境整備法」という先ほど申しました議員立法の制定も受けまして、業界の取組のほうにも書いてございますが、2番目のところになりますけれども、契約時の親権者の意思確認において、フィルタリングの利用を原則とした形で行うように切り換えというのが既に図られております。

現在の携帯電話のフィルタリングというのは、それぞれあるサイトがどういうカテゴリに属するかによって一律に閲覧の可否というのが設定されますので、例えば、掲示板機能がついたもの、それからソーシャル・ネットワーキングサービスのように、いろいろな人が集うようなものにつきましては、コミュニケーション・カテゴリーというようなことで、

一括してアクセス制限の対象となってしまうということで、有用なサイトも見られないということで非難もございました。

そこで、この民間のところの3番目にもございますように、民間の第三者機関が青少年の保護に配慮したサイトというのを認定しまして、携帯事業者がその認定結果をフィルタリングに反映させるという仕組みをとることになりました。昨年中に2つの第三者機関が相次いで立ち上がりまして、現在、15社のサイトが青少年保護に配慮したサイトだということで認定を受けているようでございます。

民間の3番目の「第三者機関による認定リスクのフィルタリングサービスへの反映〔予定〕」というふうにございますが、本日1月30日から2月にかけて、携帯各社では第三者機関の認定リストを反映させたようなフィルタリングというのを、新規契約者だけではなくて、既存の18歳未満の契約者にも設定するというふうに切り換えをしております。これはあらかじめ昨年10月から保護者に対して、おたくのお子さんの携帯はどうかということでフィルタリングの利用の意向の確認を行っておりまして、不要だという申し出がなかった方々について順次設定していくということでございます。

また最後の4番目の にありますように、利用者自らがサイトを取捨選択するカスタマイズ化についても、早期実現を目指して検討中ということでございます。

次に「保護者等に対する啓発」に移りますが、こちらでは国のところにもいろいろ書いてございますけれども、関係省庁が連携し、また民間事業者の協力も得たりしながら、全国規模で「eネットキャラバン」であるとか、「インターネット安全教室」というものが展開されております。

都では、独自の取組なのでございますが、1番目の にございますように、平成19年から「ファミリールール講座」というものを開催いたしまして、保護者が家庭で子どもと一緒にインターネットやゲームに関するルールづくりをするノウハウを身につけられるよう支援を行っております。また、東京都教育委員会のほうでは、昨年10月ですけれども、都立や公立学校の生徒・児童の保護者に向け、子どもが携帯電話を持ちたがる場合は、その必要性をよく判断し、必要最小限の機能やフィルタリングのついたものをもたせるように、また、学校には持ち込ませないようにということで呼びかけております。

それから、次の「青少年に対する啓発」というところに移らせていただきますが、児童に対しましては、文部科学省により、新学習指導要領において「情報モラル教育を身につける」というようなことが明記されました。あとまた、後ほど少し補足でご説明いただく

かもしれませんが、本日、文部科学省のほうから全国の教育委員会であるとか、知事部局等に対して、学校への携帯持ち込みに関する通達が出ております。

また、それぞれいろんな自治体が啓発資料を作成したり、シンポジウムであるとか、「セーフティ教室」のような青少年の意識を喚起する事業を実施しております。これは都庁のほうでも、表のほうに書いてございますようなシンポジウムでありますとかいろいろ行っております。

東京都教育委員会のほうでは、昨年10月の都立・公立学校の児童・生徒に対するアピールというものにおきまして、必要のない限り携帯電話を持たないよう、また携帯電話やインターネットの良い点・悪い点をもっと勉強するように呼びかけております。また、本年1月には、全クラスで朝の会や帰りの会などでネット被害防止の授業を行うよう方針が出ております。ちょうど本日、またネット被害防止の指導を行うための指導資料というのが出てきたということでございますので、そちらを先ほどご紹介いたしました参考資料の4としてお配りしたものでございます。

最後に、「有害情報による被害・トラブルの防止」の欄に移らせていただきます。国では総務省のほうで、どういう場合に書き込みなどを削除していいのかということ、プロバイダに対して講習会であるとか、相談窓口を設けております。警察庁のほうは、ネット上の違法・有害情報についての通報を一般から受け付け、警察に通報したり、プロバイダに削除要請を行うホットラインセンターの事業を民間委託し、実施しております。吉川委員のいらっしゃいますホットラインセンターの事業でございます。

文部科学省では、教職員向けに「ネット上のいじめ」防止に関するリーフレットの配付などを行っているようでございます。

東京都のほうでは、次年度の事業といたしまして、青少年のネット・ケータイ利用に関するトラブルについて相談を受け付け、解決を図る「ネット・ケータイヘルプデスク」、仮称ですけれども、そういったものの設置というのを予定しております。また、東京都教育委員会では、学校内にネット被害担当者を配置し、ネット被害に対する組織的な対応ができる体制を整備することとし、また次年度、学校裏サイトの監視を民間委託する予定ということでございます。

民間の取組といたしましては、一番上の資料で触れましたけれども、違法情報等への対応に関するガイドラインというのを作成いたしまして、各事業者において運用されております。また、様々な団体による活動がございますけれども、安川委員の全国Webカウン

セリング協議会などでは、ネットいじめ・トラブル相談を実施しております。

非常に雑駁でございますが、インターネット関係のご説明は、事務局からはこれで終わりにさせていただきます。

引き続き、資料2によりまして、図書類等の有害情報及び規制物品の売買と関係法令等についてご説明いたします。

こちらの表は関係法令別に作成しておりますが、言わんとするところは、こちらの一番右の列に書いております、こういったものはカバーされないか、それを浮き彫りにすることを目的とした資料でございます。

最初の「東京都青少年健全育成条例」に関しましては、参考資料として青いチラシを配付してございますけれども、これの中で、例えば、不健全指定図書ということで「著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、著しく自殺若しくは犯罪を誘発する図書類等」というようなものを知事が指定し、18歳未満の青少年に閲覧・販売・頒布を禁じるというような仕組みがございます。また業界のほうも、青少年の閲覧などが望ましくないと判断した図書類には18禁マークであるとか、成年コミックマークとか、そういったものを表示し、自主規制を推進することとなっております。

なお、ゲームソフト、ビデオ、映画などにつきましては、第三者機関が審査基準にのっとして、全年齢とか、12歳以上とか、15歳以上というような形で、年齢別レーティングというのが独自に行われているところでございます。

この条例でカバーできないような事項といたしましては、例えば、現在、小学生が読むような漫画雑誌などに、その年齢を対象とするには、かなり過激と見られるような性表現が描かれている場合などが散見されますが、現在は18歳未満を基準として、それに該当すれば、閲覧販売禁止にまで至るんですけれども、例えば、小学生向けの漫画などには、何らの手立ても講じられておりません。そういったことが実情でございます。

また、後藤委員のご発表にも重なるかもしれませんが、青少年に見せてはいけないというような意味での指定基準にも、児童が性的搾取の対象となっているかどうかというような観点は入っておりませんので、例えば、描写が著しく性的感情を刺激するに至らないような場合には、子どもを性的に虐待するような内容であっても、指定基準に該当しないというようなこともございます。

それから、条例のところに書いてあります2番目の といつか、一番下の行の通信販売の関係につきましては、先ほどご説明したとおりなので重複して搭載させていただきます。

「児童買春・児童ポルノ禁止法」につきましては、後ほど後藤委員のご発表で詳しく伺えると思いますので、私のほうから説明は省略させていただきます。

3番目の「児童福祉法」というところですが、こちらは児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、自己の支配下に置く行為というのが禁止されておりますが、例えば、10歳にも満たないような、自分の娘にそういうぐらいの娘さんがいた場合に、ジュニアアイドルとか、妹アイドルというようなことで、水着だとか、下着姿で下半身を過度にクローズアップしたような、ローアングルで撮影したような、扇情的なグラビア写真集というようなものが横行しているんですけれども、例えば、そういった画像がいわゆる児童ポルノの定義に該当しないような程度のものであれば、仮に、子どもをそういった被写体として利用したとしても、親の同意承諾があった場合ですね、親が自分でそういうのを売り込んだ場合などでは、カメラマンや版元なども児童福祉法違反に問われるというようなことはなかなかできないということでございます。

最後に、「出会い系サイト規制法」についてですけれども、こちらの法律では、児童が出会い系サイトを利用するということを禁止しております。そして、事業者が出会い系サイトを広告・宣伝する場合には、児童が利用してはいけない旨というのを明示してなければいけない義務というのが課されております。ただし、その明示があれば、その広告・宣伝の媒体自体は、例えば青少年、子どもが手にとるような雑誌であったり、もしくはネットの場合、子どもが使うフリーの学習サイトなどに張られたリンク広告であっても、何ら制限がないということになります。

このほか参考資料としておつけいたしましたが、参考資料の1ということで、横の右上に総務省と書いてございます。こちらは今月16日に出了た総務省の報告書の中にある図でございます。インターネットの違法・有害情報対策の枠組みということで、様々な権利関係ですとか、官民事業者などいろんな主体が絡んでおりまして、なかなかわかりにくい分野でございますけれども、その体系を、これでもあまりわかりやすいかもしれませんが、若干なりともある程度わかりやすいように図示してあるかと思われましたので、ご参考までに添付いたしました。

また、ご説明の中で何度か触れました東京都青少年健全育成条例のパンフレットですが、そちらもインターネットに関する規定でありますとか、不健全図書類の指定の関係、そのほか一般都民向けの方にわかりやすくつくったものでございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

そのほか参考資料3、4につきましては、後ほど教育委員会の方のほうから少し補足をいただければと思います。

長くなりましたが、以上です。

資料の説明につきましては、今で終わりますが、これからの審議の進め方につきまして、ちょっと申し上げたいのですけれども、初めに大きくインターネットの問題、それからそのほか図書類のことということで、まず専門部会を何回か開かせていただきます最初のほうで、インターネット上の有害情報等をめぐる現状と課題に関しまして、当協議会の委員、それから関係業界の方からヒアリングを行いまして、そのヒアリングを踏まえまして、インターネット上の違法・有害情報による青少年の被害及び加害防止についてご議論をお願いいたしたいと思っております。その後、年度をちょっと越えるかもしれないのですけれども、青少年が閲覧する図書類、子どもが客体となる図書類に関しまして、同じく当協議会の委員であるとか、外部の学識経験者・出版関係者から意見聴取、ヒアリングを行いまして、青少年を対象とした図書類のあり方について検討をお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

前田部会長 ありがとうございます。かなり豊富な内容を短い時間で説明していただいたので、いろいろご質問もあろうかとは思いますが、今回の目的は、この審議会として最低限といいますか、共通の認識として制度的にこういうものが一応は整ってきているけれども、ここで議論して、こういう問題は対応しなきゃいけないという議論を進める上での土台ですね、こういう情報を一応提示しておいていただいて、またこれに戻って、これの内容自体についてもご意見があるかもしれないんですが、そのことは中の審議で、今ご意見をいただきたいのは、当面は、まず前半、インターネット上の違法・有害情報の状況を委員と第三者の方に、まずは3回ぐらいご説明いただくという運び方にしたいということなんですね。その後、かなり欲張りというか、盛りだくさんなんですが、図書類のほうもやるということなんですね。初めのうちはインターネットということで、いかがでしょうか、そういう運びにさせていただきたいんですが、もう一つ今ちょっと出てきたんですが、文科省からの通知がございまして、これもこの会にかなり重要な内容ですので、これは教育庁の方から伺ったほうがよろしいわけですね。

それでは、教育庁の西田主任指導主事のほうからご説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

西田主任指導主事（教育庁） 参考資料3としてご配付させていただいておりますものですが、これは、本日午前に関のほうの会合に出てきた者が持ち帰ったものでございまして、今日の5時に解禁という、まだホットな情報でございます。

中身といたしましては、ここにお示ししたとおりでございますが、この通知に先立ちまして、都道府県へのアンケート調査がございまして、その調査結果もここに触れられております。

その中で一番後ろの資料2と示されている「都道府県教育委員会対象の調査（調査）」で、東京都がどう回答しているかということでございますけれども、1番の指導方針を定めているかというところでは、「はい」と答えてございます。そして、「はい」と答えた場合の(1)のところでは「(ア)原則持込み禁止とすること」ということで回答しております。このところの数値が「2」でございますので、もしかしますと、報道でございました大阪が、この「2」のうちの1になるのかと思われます。中学校のほうも(ア)で答えてございます。中学校は3件でございます。高等学校は「(ア)」で答えてございます。情報提供ということで、これを持ってまいっております。

雑駁ですけれども、要は小中学校への携帯電話の持込みは原則禁止すべきであるという趣旨のことが学校に伝えられていること。教育委員会としては、こういったものの対策を改めてきちんと徹底してやっていきなさいと、こういうふうな趣旨のものでございます。

それから、資料番号はついてございませんが、緑の「子供が被害者にも加害者にもならないために」というリーフレットでございます。こちらは、本日でき上がってきたばかりで、学校配布は来週になりますが、アピールに基づいて、各学校のほうで携帯電話の取り扱い、インターネットの取り扱いにかかっている子どもへの啓発をきちんと授業で取り扱っていただきたいということで、作成したものでございます。具体的な指導資料の一つとしてお持ちしたものでございます。

以上でございます。

前田部会長 ありがとうございます。まさにホットな情報ですが、国としてはかなりスピーディに出したということなんですね、これは。

資料の読み方ですが、マーカーでついているところに東京は答えたという意味ですね。

西田主任指導主事（教育庁） はい。

前田部会長 ただ、前のほうに結果概要として、学校の取組状況では原則禁止が94%。

原則禁止と後ろのほうの資料2、これはどういう関係なんですかね。資料1は学校対象の調査。学校対象ではほとんどのところが持込み禁止しているということなんですね。

西田主任指導主事（教育庁） はい。

前田部会長 中学校でもほぼ100%禁止していると。高等学校は2割。高校はここで審議するということではないのであれですが、非常に重要な情報をお示しいただいたということで、ただ、この会としても、どうこの問題を考えていくかということですが、これは国としても態度が決定したということなんですね。

何か以上のところで、特に今の段階で確認しておきたいというようなことがございましたら、ご質問いただければと思うんですが、先ほどの青山課長の話に関連しても、特にございましたら出しておいていただいたほうがいいかもしれないんですが、よろしいでしょうか。

それでは、時間の関係もございますので、本日のメインの議題であります意見聴取ということで、ECPAT/ストップ子ども買春の会の顧問をしておられます後藤委員から、「メディアにおける児童ポルノの問題」ということで、実情についてお話をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

後藤委員 それでは、私から発表させていただきます。

「メディアにおける児童ポルノの問題」ということで、パワーポイントをこちらで出すようにいたしておりますが、資料をお配りしておりますので、どちらでも見ていただければと思えます。大体30分から40分の間でご説明をさせていただきます。

まず、ECPAT/ストップ子ども買春の会について簡単にご説明させていただきます。ECPATと申しますのは、タイのバンコクに本部を置いております子どもの性的虐待、性的搾取の防止に取り組んでおります国際的NGOです。ストップ子ども買春の会というのは、ECPATの活動を日本で担う団体として1992年に発足しました。

私は顧問という立場なんですけれども、私自身は今は弁護士をやっております、顧問ということで、この会に携わっております。弁護士になったのは3年前でして、それまでは二十数年間警察庁に勤務をしておりました。その間、児童買春、あるいは児童ポルノの取り締まり等にも従事しておりました。その当時からストップ子ども買春の会とは協力して活動をしておりまして、警察庁退官後も引き続きこの会で活動をしておると、こういう立場の者でございます。

それでは、資料に従いましてご説明をさせていただきます。

まず最初に、この児童ポルノ問題についてお話をさせていただくわけなんですけれども、「児童ポルノについてのよくある誤解」というものについてお話をさせていただきます。ここにおられる方々は、こういう誤解はされておられないかと思うんですけれども、ちまたでよくある誤解のものでございます。

まず1点目でありますが、「児童ポルノは中高生のグラビアみたいなものである」。これは十五、六歳以上のティーンエイジャーが好きでやっているみたいなイメージで捉えられているものであります。しかも内容はそれほど悪質なものじゃなくて、海岸で水着姿で撮られているようなものだというような考え方があるのではないかというふうに思っております。

2点目が「児童ポルノは被害者なき犯罪である」と、こういう誤解もこれまたあるわけです。これは一般にはわいせつというものが、一応被害者なき犯罪というふうに言われておるんですけれども、この児童ポルノにつきましては、大部分がその被写体とされた子どもが顔をさらされておるわけですし、名前が明らかになることも十分ありまして、これも被害者なき犯罪というのは、とんでもない話であるということです。ですから、先ほど都のほうから説明のありました資料1-1に「違法な情報」の中で社会的法益を侵害する情報として、わいせつとか、児童ポルノの公然陳列と書いてあるんですけれども、これはそういう面もあるかもしれませんが、それはやはり被写体とされた子どもの個人的法益を著しく侵害されている犯罪でもあるといえますか、そちらの要素のほうが強いのではないかというふうに考えておりまして、一般のポルノとは全く違うということでありまして、大変な被害を生み出している犯罪であるということです。

また、3点目でありますが、「児童ポルノの単純所持」。単純所持というのは、またわかりにくい言葉なんですけれども、「販売するなどの目的でなくただ楽しむため持っていること」というのを、一応単純所持というふうに言われておりまして、要するに楽しむためだけで持っているようなら、それは誰も傷つけていないし、何も悪影響を及ぼしていない、という考えです。こういう考え方をとる人といえますか、言う人もよくいるわけですが、これも今からお話しさせていただきますが、とんでもない誤解であるということが言えようかと思えます。

この3つの誤解については、これは実は昨年アメリカの司法省の担当部長さんが日本に来られた折に、こういう説明をされておられまして、日本でも、アメリカでも大体同様の誤解があるのだなというふうに考えております。

また、最初に児童ポルノは中高生のグラビアみたいなものであるという言い方をしましたが、グラビアだからいいと言っているわけではもちろんございませんで、子どもを性的対象とするということ自体が許されないものであるということは、これは言うまでもないとは思いますが、そのレベルが、許されないものであってもグラビアみたいなものだというお考えの方がいるとは思いますが、それはとんでもない誤解であるということ、これからお話をさせていただきたいと思えます。

次ですが、今のがよくある誤解なんです、現実はどうかという話です。これは今、現物をお返ししておりますので、見ていただいた方もおられるかと思いますが、今、児童ポルノの被写体は乳幼児にまで拡大をしております、しかもその内容は大変な残虐な虐待行為に至っているということでもあります。きょうお配りしたのは、これはまだ非常に、こういう言い方は何なんですけれども、まだマイルドなものでして、幼児が笑っているというのは、まだましなものです、現在は、これは見るも堪えない残虐な虐待行為が行われているものが、流通といいますが、製造されて特にインターネット上で流通をされておるといのが現実であります。そういうことでありまして、中高生のグラビアみたいなものでは決してないということが第1点であります。

また第2点であります、需要があるから供給が止まらないということでもあります。これは楽しむ者がいるから児童ポルノの製造が止まらない。こういう因果関係にあるということでもあります。

これは先ほどの誤解の中で、単に持っているだけではないんじゃないか。何が悪いんだというような、そういう意見があるわけですが、そういうことを放置しているから製造行為が止まらないわけです。特に児童ポルノの製造者は、それを販売する、DVDに撮って販売する、あるいはインターネットで直接売るといようなことを行っているものが非常に多いわけですが、それは買うことが自由であるということから、そういうもので稼ぐ者が後を絶たないわけでありまして、需要があるから供給が止まらない、こういう関係にあるということです。

次がこれは被害者がいないということに関するのですが、これは顔をさらされ被写体とされた子どもにとっては、特にインターネット上に流されることにより、永遠に被害を受け続けることになると、著しい精神的ダメージになるということです。これは特にインターネットの普及により、非常に大きな問題になってきたものです。

これは警察が検挙しようが、検挙できるのはごく一部なんですけれども、仮にそういう

のを検挙しても、その画像自体はもうインターネット上に流通しておりまして、それを消し去ることはほぼ不可能なわけです。ですから、そういう児童ポルノの被写体とされた子どもにとっては、自分のそういう裸体が永遠にインターネット上に流通しておるという事実をいずれ認識するわけですし、当然ですが、それが大変な精神的ダメージになっていると。要するに、自分は一生結婚できないとか、いろんなダメージを受けている子が非常に多くいるというのが現実であります。

また、この児童ポルノについては、これは他のわいせつ画像と同様ですが、特に女性、子どもの中でも、特に子どもに対する性的虐待・性犯罪の原因となるものでもあります。さらに性的虐待、これは特に親、父親による自分の子どもの性的虐待をイメージするのでございますが、こうした児童ポルノというようなものを使って、父親に限りませんが、主に父親が自分の娘にそれを見せて、こういうことをみんなやっているんだよというような形で、子どもに対する性的虐待を行う際に、それを利用するということがよく見られておりまして、大変な性的虐待にも利用されておるものとなっております。

児童ポルノの問題は、「ポルノ」というような言葉が使われているということも一つの原因にあるかと思うんですけども、どうも一般のポルノの一類型というように捉えられがちな面もあるんですけども、それはとんでもないことでして、子ども、乳幼児に対する著しい性的虐待の結果といえますか、あらわれたものであるというのが現実です。

それでは、次に、これはメディアとの関係について、インターネットでございまして、インターネットとの関係についてお話をさせていただきますと、児童ポルノ及び児童性的虐待はインターネットの悪用により劇的に増加・邪悪化しておるといえることなんです。

インターネットの普及以前は、児童の性虐待者というのは少数で、しかも孤立していたわけでありまして、入手すること自体が困難でありまして、インターネットの普及前は、例えば、盛り場、繁華街、新宿の歌舞伎町の裏通りにある、そういうショップでこそっと入手するというぐらいしか入手手段もなかったわけでありまして、また被写体も当時は10代、先ほど言いました中高生のグラビアのようなものが主だったわけです。ですから、それがいいと言っているわけでは決してありませんが、まだ邪悪度が低かったということが言えるわけですが、インターネットの普及後どうなったかということ、特に悪質なケースは、児童の性虐待者が仲間をつくるわけです。インターネットのチャットなどによりグループをつくるということで、そのグループ間でそれぞれ自分たちが持っている児童ポルノを交換するようになったわけです。この辺から信じられないことではありますが、仲間内でよ

り邪悪な児童ポルノを製造するように競い合うと、こういうことになっておりまして、それで被写体が乳幼児にまで拡大して、しかも虐待が著しいものになってきていると、今こういう状況になっております。

もちろん、インターネット上のサイトとか、動画とかでも見れるわけなんですけれども、そういった一般で見られるもの以外で、自分たちの仲間同士でよりおぞましい児童ポルノが交換されているというのが今現実になっているところです。

これは平成七、八年といえますか、それ以前には決して見られなかった現象でございまして、まさにインターネットの普及、悪用により、この問題が大変大きな問題になってきたということです。ここで邪悪化というふうに書いてございますが、これは凶悪とか、いろいろな言葉も考えられるんですけれども、これは邪悪としか言いようのない事態になっているところです。

次ですが、児童ポルノの数はどのくらいあるのかというのは、正直言って全くわからないんですけれども、一応、統計のあるものについてだけご紹介をさせていただきます。

アメリカの統計によりますと、1998年の通報数、これはCyber Tiplineというインターネット上での児童の性的虐待の通報を受ける民間団体があるんですけれども、そこへの通報件数が、当時は3,000余であったということでございますが、2004年には10万件以上ということで30倍に激増しております。ただ、これも氷山の一角であろうというふうに考えております。

日本の統計数字であります、これは警察の検挙でいいますと、児童ポルノ事件の検挙件数は567件、検挙人員は377人ということで、これは把握している中でも、さらにそのうちの氷山の一角とっていい数であろうと思います。

インターネット・ホットラインセンター、これは警察庁が児童ポルノなど違法・有害情報の通報を受け付ける業務を委託しているところでございますが、そこに通報のあったものは、平成19年では1,609件、国内で1,000件余、海外で500件余というデータがございまして、これらはもちろん氷山の一角であろうというふうに考えられるところです。

以上が児童ポルノ問題の概況といえますか、ほんのごく触りの部分でございまして、今からこの問題についての国際的な、あるいは我が国の取組の状況についてお話をさせていただきます。

まず、国際的な取組です。欧米では早くから児童ポルノについては、単純所持も含めて禁止をしておりました。後から言いますけれども、日本ではまだこれができていないわけ

でございますが、欧米ではかなり前からこういう措置をとっておりました。さらに近年は状況の悪化に伴いまして、アニメなどバーチャルなポルノも含めて禁止をしておるというのが国際的な流れになってございます。

国際的な取組の代表的なものといましては、子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議が3回開催されております。3回目は昨年11月にブラジルのリオデジャネイロで行われたところなんですけれども、最初は1996年にストックホルムで行われまして、ついで2001年に日本の横浜で行われました。そこで国際的に児童ポルノの問題に取り組んでいこうという決議がされております。第1回の会議というのは、日本をターゲットと言っては何なんですけれども、日本にちゃんと対策をとるように求める会議にもなりました。

次のところでございますが、世界をいらだたせ続ける日本の取組という状況についてです。

国際会議、あるいはICPO ICPOというのは国際刑事警察機構でございますが、厳しい批判をずっと受け続けておりました。1996年のストックホルムの会議でも日本が何もしていないと批判されました。この時点では、日本はまだ児童ポルノ自体、合法としておったわけでありまして、何もしていないということで厳しい批判を浴びたわけです。

実は私自身もそういう経験がございまして、ICPOとECPATの合同会議というのがフランスで平成10年にあったんですけれども、そこに出席をいたしますと、日本の批判のオンパレードなんです。当時、児童ポルノを違法にしていないのは日本だけということで、しかもインターネットが普及し始めたところでありましたので、日本からの児童ポルノがインターネット上に流通していると、これもいい加減に何とかしろというような批判を非常に強く受けました。警察庁でそういう国際的な捜査の連携もしておったんですけれども、日本発の児童ポルノの取締りの依頼が来ても、これが日本では実は違法じゃないので、大変申し訳ないけれども取り締まれないという説明をすると、信じられないという対応を非常によくとられましたね。おまえの国は狂っているんじゃないかみたいなことを言われたこともありましたが、そういう状況だったんですね。

また、私が出た国際会議でも、つるし上げに遭いまして、一体いつになったら取り締まるのかというような厳しい質問を非常に多く受けたという経験もいたしました。

そういうこともあって、わが国でもようやく児童ポルノを違法としたわけでございますが、それは1999年なんです。児童買春・児童ポルノ禁止法が制定されたわけです。これ

で一步前進といえますか、ようやく何もしていないという段階は脱したわけでございますが、しかし、その内容は単純所持を禁止せず、あるいはアニメを悪用した虐待画像も対象外、法定刑も低いものでございまして、内容的には非常に問題の多いものであります。

2004年に法改正がなされまして、法定刑の引き上げは実現いたしました。この時点でも単純所持あるいはアニメについては改正はされておられません。今そのままになっているというのが現状でございます。G8で単純所持を禁止していないのは日本とロシアだけという状況になっておりまして、他の欧米先進国は禁止しています。G8で単純所持を禁止していないのは日本とロシアだけということは、昨年、当時のアメリカのシーファー大使が何とか日本も単純所持を禁止してくれないかという要望を非常に強く政府にも、あるいはマスコミにもアピールされておられたわけなんですけれども、まだ実現していません。

次に、単純所持の問題についてお話をさせていただきます。

単純所持というのは先ほど申し上げましたが、販売するような目的ではなくて、単に自分で持っている、楽しむために持っているということなのですが、これを認めるというのが我が国の法制度なんですけれども、これは児童ポルノを楽しむことは自由と、そういうことを認めている社会、国であるということでもあります。ただ、これは先ほど来申し上げておりますが、児童ポルノを楽しむのは自由と言われる児童ポルノの製造行為というのは、おぞましい性虐待・性犯罪そのものでありまして、児童ポルノを楽しむことは自由だという制度は、これらを助長しておることは間違いのないわけでありまして、しかもその内容は、乳幼児に対する父親などによる性虐待、子どもに対する性犯罪という内容でありまして、その増加につながる可能性があるわけでありまして、先ほど申しましたが、性虐待を行うための子どもに対する脅迫、あるいは説得にも使用されるというものであります。

また、これも先ほど触れましたが、被写体とされた子どもに対する著しい人権侵害、これが永遠に続くわけでございまして、こうしたことを楽しむことは自由だということとはとんでもないことではないかというふうに思っています。

また、児童ポルノを単に楽しむことは自由だという法制度をとっておるということは、子どもを性の対象とすることを容認する社会と言わざるを得ないわけでありまして、そのような社会風潮が一向に改まらないということにもつながるわけでございます。ですから、単純所持については、諸外国同様禁止するということが必要であると考えております。

それで、私どもは単純所持の禁止を求めるアピール活動を行っております。私自身は、平成9年、10年、そのあたりからずっとやっているわけでございますが、昨年日本ユニセフ

協会さんなどを中心にこのアピール活動をまた新たに取り組んでおります。このお配りしてあるレジュメの後ろのほうに、「子どもポルノ問題に関する緊急要望書」というのを付けてございます。これがアピールの内容なのですが、この緊急要望書をいろんなところにお配りして、あるいはネット上で公開しまして、署名活動を行っております。今年の1月の時点で10万人を超える方の署名をいただいておりますところですが、今、こうした形で単純所持の禁止の法改正を求めるアピール活動を行っております。

レジュメのほうに戻っていただきまして、そういう行動も受けてかと思いますが、昨年の6月に自民党、公明党から、単純所持を禁止する改正案が国会に上程をされております。ところが、民主党が単純所持の禁止は反対であるということで、代案として、有償又は反復しての取得を禁止する改正案を発表しています。

レジュメのほうに書いてございますが、署名が10万人を超えているということとともに、世論調査では9割以上の国民が児童ポルノ単純所持の禁止に賛成しておるという状況なのでありまして、国民はその禁止を求めておるわけでありまして、国会が対応していないといえますか、より具体的に言うと、民主党が反対しておると、こういう状況になっておるところです。

そこに、次に自民党・公明党案と民主党案というのを付けてございますが、自民党・公明党案というのは、「自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者は、一年以下の懲役または百万円以下の罰金に処する。」という内容でございます。

民主党案は、「みだりに、児童性行為等姿態描写物を有償で又は反復して取得した者は」云々というようなことで、ちょっと用語もわかりにくいのですが、児童ポルノの定義をより限定して、虐待行為とかに限定した上で、それで単純所持を禁止するのかわかったら、そうではなくて、有償であるいは反復して取得した場合にのみ罰するという内容になっておるわけです。

要するに民主党は、単純所持自体は認めるという案なんですね。その代わりにお金を払って取得する、あるいは複数回取得する行為を禁止すると、こういう内容になっております。

次に、民主党以外にも、単純所持の禁止に反対意見を言っている団体があるんですけども、それは日弁連なんですね。私もその一員としてこれは非常に恥ずかしい限りなんですけれども、日弁連は昔から反対しておるわけでありまして。2003年の2月11日にそういう意見書を表明しておりますが、その理由は、児童ポルノの定義が曖昧であり、単純所持

にまで処罰を拡大することにより、処罰範囲が捜査機関の主観により拡大する危険があると、こういう内容になっています。民主党も同様の反対意見でありまして、冤罪の危険があるということです。

私は民主党の部会に呼ばれて説明をし、単純所持禁止の必要性について訴えたこともあるんですけども、そのときに彼らが言ったのは、それは必要だと思うんだけど、冤罪の危険があるじゃないかと言うんですね。冤罪の危険って何ですかと聞くと、誰かが自分を陥れようとした場合に、児童ポルノを庭に投げ込まれると、それを警察に通報する。そうすると、警察がそれを真に受けてすぐ捜索や逮捕するだろうと、冤罪が起こってしまうんだと、こう言うんですね。そんなことを起こるわけじゃないですかと言っても、いやいやいやという話なんですね。こんな理由で反対するなんてほんと信じられないんですけども、ただ冤罪というのは、もちろん論理的にゼロになる話じゃないとは思いますが。冤罪防止の問題というのは、この児童ポルノだけの問題じゃなくて、あらゆる犯罪であるわけです。もっと凶悪な性犯罪でありますとか、あるいは殺人罪でも冤罪の問題というのは起こり得るといいますか、起こっておるわけでありまして、それを抽象的に冤罪の危険があるから禁止すべきでないということは本末転倒というか、論理になっていないわけがあります。すべての犯罪を認めることになってしまいます。それは警察捜査全体をどうよくしていくかという問題でありまして、児童ポルノを楽しむことを放置することで解決する問題ではないということを私どもは強く申し上げているんですけども、なかなかご理解が得られない、こういう状況です。

残念ながら、こんな議論を今もしているのは日本だけだろうというふうに考えておりまして、もちろん、民主党の中でも賛成の方は多数おられまして、そういう方を通じて何とか法改正を実現してもらえるように今もずっとお願いを続けておると、こういう状況です。

次にインターネット上の対策についてお話をさせていただきます。この児童ポルノにつきましては、もちろん警察が検挙するということが一つの大きな柱であることは間違いのないわけですが、あまりにも大量の児童ポルノが蔓延しておりますので、警察の検挙だけではどうしようもないのも事実です。ですから、被害防止の対策として、まずプロバイダによる取組というのが考えられるわけです。

その1点目が児童ポルノサイトを削除するという取組であります。これは一部のものにつきましては、風俗営業等適正化法でプロバイダの削除の努力義務というのは規定されて

おるんですけれども、これは一部にとどまっております、残りの部分は自主規制で対応していただいておりますというのが現状であります。

ただ、そもそもプロバイダが把握する児童ポルノサイトは限られておりますし、把握した場合も削除率が低いものになっております。先ほどご紹介いたしましたインターネット・ホットラインセンターというところが把握した児童ポルノサイトをプロバイダに通報するという取り組みを行っているわけなんですけれども、その場合でも、自主的に削除してもらったのは64%ということで、3分の2程度しか削除をしてもらえないというのが現状です。また、削除という手法は海外のサーバーを使用されれば対応できないものでありまして、一定の限界があるところであります。

もう一つの取組は、児童ポルノサイトにアクセスできなくする、ブロッキングという取組があります。これはそもそも利用者がインターネットを利用しようとした者が児童ポルノサイトにアクセスしようとしても、そもそも遮断するという措置でして、欧米ではプロバイダが既に実施を、欧米といいますか、アメリカはまだだったかと思いますが、ヨーロッパでは多くの国で実施をしております。その中でも、イタリア、フィンランドでは法律でこのような措置が規制されておるところでございます。

我が国でも、このブロッキングについてはプロバイダ業界が今前向きに検討していただいているところでして、問題点をクリアでき次第やっていただけるのではないかと期待をしておるところです。

次、もう一つのインターネットの対策としては、検索エンジンによる取組があります。これはグーグルとか、ヤフーとか、検索会社で対応してもらおうというものですが、児童ポルノがなぜ多くの人に見られるかといいますと、検索エンジンで検索すると出てくるからなんです。児童ポルノと入力するとザーッと出てくるというのが現状でございます。このようなことができるだけ少なくするようにできないかというものでして、検索結果として表示されにくくするような措置が期待されるところでございます。これについても、今問題点を検討していただいて、それがクリアされれば、実施する方向で検討をいただいておりますという状況です。

次ですが、今申し上げよう取組、プロバイダ、あるいは検索会社に取り組んでいただけたら大変効果があるというふうに期待をしておるところでございますが、こうしたものについては、法律や条例による位置づけが望ましいのではないかとというふうに考えております。

その1点目の理由でございますが、自主規制では限界があるということでもあります。これはちょっとお考えいただければわかるんですけども、これは一部でも実施しなければ効果が全くないわけです。要するに優良なプロバイダとか、優良な検索エンジンがそういう取組をしても、そうでないところがあれば、効果が全くないといえますか、今までどおり見られてしまうわけですので、意味がないわけでありまして、自主規制でもすべてのプロバイダなり、検索エンジンがやってくれればいいんですけども、先ほど来申し上げましたように、削除率が64%にとどまっているということもありまして、自主規制には、正直言って残念ながら期待できないのではないかと考えております。

また、法律や条例で書くことによってどういう効果が期待できるかということなんですが、こういうことをすると抗議をする人とか、損害賠償を請求しようとする人が出てくるのが予想されるわけでありまして。そこで、それを法律や条例でちゃんと位置づけて、また場合によっては、悪意がない限りはそのようなことをした場合にも責任がないということの規定すれば、プロバイダなども安心して取り組むことができるわけですし、責任を減免するという意味合いもあるわけです。ですから、法律や条例で位置づけたほうが望ましいのではないかと考えております。

また国や自治体による、技術的あるいは経済的支援の必要性というものもございますので、そういった観点からも法律や条例に何らかの形で位置づけることが望ましいのではないかと考えております。

次に、ちょっとテーマを変えまして、これまでは、主に単純所持の問題について触れてまいりましたが、次に、劇画やコンピュータ・グラフィックスによる子どもを性的虐待の対象としたポルノ、ゲームの問題についてお話をさせていただきます。

これは先ほどからお配りさせていただいているものにも含まれておったと思いますが、子どもを性的に虐待する、あるいは調教するなど残虐な内容の劇画やゲームが書店や量販店などで公然と販売されているというのが今の実態であります。

現行法では、禁止される児童ポルノの対象として実在の児童を被写体としたものではない、劇画やコンピュータ・グラフィックスによるものは含まれていないという問題があるんですね。これについては、そもそも問題じゃないという人々もおりまして、これまた日弁連なんですけれども、こうしたものは禁止してはいけないんだと、その理由は、このような描写は実在する児童がいない、誰にも被害を与えていないというようなことで禁止に反対する人々がいるわけです。

しかし、この点についても、次でございますが、誰にも被害を与えないとは到底いえないというふうに考えております。そのようなものであっても、子どもを性的欲望の対象とするものであることは、写真やビデオと同じであります。したがって、これらを自由とすることは、子どもを性的虐待の対象とすることを容認することでありまして、これらを契機として性的虐待・性犯罪を誘発するおそれもありますし、先ほど来申し上げておりますが、性的虐待に子どもを陥れる際に説得するものとして利用されるおそれも同様にあるわけであります。

また、これも海外では、こうしたものも児童ポルノあるいは禁止すべき児童虐待画像に含まれております。最近、アメリカとかカナダでは、日本で作成されたアニメによる児童ポルノについて、これを所持していた者について有罪判決が出されておりました、日本で作られたものが海外では有罪とされているのに、日本ではされていないということが生じておるわけでございます。

このようなものについては規制の対象とすべきというふうに考えておりました、国民の多くも、世論調査によりますと、賛成の方が 76.2%を占めておるということであります。ですから、これについては、やはり何らかの形で規制すべきであるというふうに考えております。ただ、被写体とされた実在する児童がないという点は指摘のとおりでありますので、写真やビデオの児童ポルノとは異なる規制のあり方をしてもいいというふうに私は考えております。これは国会等で議論していただければいいと思うんですけども、例えば、それをつくる行為でありますとか、あるいは単に持っている段階の行為については、いきなりは刑事罰の対象としないとか、あるいは対象となる絵といいますか、画像の範囲についても残虐なものに限定するとか、そのようなことを十分に検討して規制の案を決定していくことは当然のことと考えております。ただ、実在する児童がないのだから全部自由だとか、それについて何も被害が起こっていないのだから全部自由にすべきだという意見については、これは到底賛成しかねるものであると考えております。

次、また別のテーマであります、年齢確認できない子どもらしくみえるポルノへの対処という問題でございます。これはちょっとわかりにくいかと思っておりますので説明させていただきますと、現行法の定義では児童ポルノは「18歳未満」の児童を対象としたものとされております。ですから、これは警察が摘発するには、被写体とされている子どもが18歳未満であることを立証する必要があるわけございまして、ところが、そういうことは名前でも書いてあって実際に年齢確認ができればともかく、そのようなことはほとんどな

いわけであります。ですから、今どうやっているかといいますと、医師の判断で第二性徴の出していない、概ね12歳以下程度の子どもを被写体としたものしか検挙できていないというのが現状でございます。18歳までのそれ以上の子どもの児童ポルノについては、これは多分児童なんだけれども、摘発できないという問題があるわけでございます。

この問題については、諸外国はどうやっているということなんですが、諸外国は、「子どものように見えるもの」といった、本当はもうちょっと厳格に書いておるのですけれども、そのようなものも規制されるものの中に含めて定義して、厳密な年齢確認ができないものについても違法としているわけであります。

このような考え方については、我が国でも多くの国民は賛成をしております。70%以上の方が、このような規制の仕方について賛成をしております。ただこの点についても実現がされていないところです。

また、先ほどご紹介いたしました自民党・公明党の改正案についても、単純所持の禁止を内容としているのですが、年齢確認できない児童ポルノ、あるいはアニメについては触れられておりませんので、これらについては法改正の動きというものは全く出ていないというのが現状でございます。

最後でございますが、この児童ポルノにつきましては、その本質は、子どもに対する著しい性的虐待、あるいは性犯罪ですので、徹底的な捜査・検挙が必要であります。警察の体制の増強が不可欠であろうということでありまして、この点については警察当局に強くお願いしたいわけですが、そもそも警察の体制が限定されているということもありますので、増員が必要な事柄であろうというふうに考えております。

次に、児童ポルノ問題は、これは、ゼロ・トレランスといいますか、全く容認できない事柄だと思います。ある程度はいいじゃないかというような話では全くないわけです。我が国社会は、先ほどから申し上げているように、どうも子どもを性の対象とすることを容認する風潮があるんじゃないかというふうに思わざるを得ないわけであります。単純所持の禁止でありますとか、アニメなど様々な手法での子どもの性虐待画像を禁止することに対して反対する意見というのが、少数なんですけれども根強くあります。世論調査からすると少数なんですけど、根強いという問題がある。そういうことを容認する勢力が根強いという問題があります。

また、これは昨年の9月に発覚した案件なんですけど、大手プロバイダがポーズをとった水着姿の小学生の画像を会員制で販売しているということが明らかになりました。法律的

にそれは児童ポルノに当たらないという考えでやっていたんですけれども、法律に違反しなければ子どもを性の対象とするような商売をやっていいのか、いけないんじゃないかということについて、大企業であってもそういう感覚が薄いといいますか、ないわけでありませう。企業の社会的責任の意識が薄いと言わざるを得ないわけですね。

そこで、こういう単純所持の禁止など法規制により意識改革を図って、児童ポルノ、そのもとにある子どもの性的虐待を根絶することが大人社会の最大の使命であるというふうに考えております。こうした取組に反対する意見は、いろんな自由を唱えているんですけれども、児童ポルノを楽しむ自由とか、あるいは警察の冤罪から守られる自由とかいろんな言い方をしているんですけれども、そうした大人の自由を優先して、子どもを見殺しにするものと言わざるを得ないと考えています。

一日も早い規制の実現により虐待される子どもを一人でも少なくすることに最大の努力をする必要があると考えております。

以上ですが、更なる問題意識について簡単に触れさせていただきます。

児童ポルノについてお話しさせていただきましたが、この問題は、子どもの性的虐待の問題であります。ですから、そういう観点から考えますと、ポルノという側面からのみの着目では抜け落ちるものがあるんじゃないかと思っています。例えば、これは現行法でも児童ポルノの定義の中で「衣服を脱いでいる」という定義が入っているんですけれども、これは性的虐待ということから考えると、仮に衣服をつけておっても性的虐待となり得る行為はあるわけですので、そういう条件をつけることはどうかとか、それはちょっと細かい話なんですけど、要するにポルノというわいせつ類似のものからの連想ではなくて、性虐待という観点から捉えるべきものではないかということでもあります。

また、こういったものを取り締まって、少しでもなくしていくということが必要なのですが、こうしたものによって被害を受けた児童の精神的ケアを図っていくことが、大変重要であります。回復のための中長期的カウンセリングの実施、これは実施する機関がそもそも少ないという問題もありますし、有料であるというか、自分がお金を出さなければいけないとかいろんな問題があるわけでありまして、こういったカウンセリングを無料でできるだけ多くの子どもたちに実施していけるようにする必要があります。あるいは刑事事件にしていく際に、警察などが事情聴取をするわけでありませうが、そのたびに何回も何回も同じようなことを聞かれるということで、より子どもが傷つくということがあります。そのような事情聴取を1回で済ませるような司法面接という手法があるわけですので、そ

のような制度を導入できないかというような点も検討していく課題ではないかと思っております。

甚だ雑駁な説明でございますが、以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

前田部会長 どうもありがとうございました。後藤委員のご説明に対する質問、それに関連して先ほどの青山課長からのものも、関連する部分について何かありましたらご質問していただければと思うんですが、いかがでしょうか。野田委員、お願いします。

野田委員 後藤先生、貴重でかつショッキングなご報告をいただきましてありがとうございます。大変基本的な質問で恐縮ではあるのですが、勉強不足で教えていただきたいのですけれども、児童が被写体となるというのは、どんなきっかけ、過程とか経過を経てなっているのかということをお教えいただけますでしょうか。親がどのように関わっているのかとか。

後藤委員 私の警察勤務時代からの経験で言いますと、昔は中高生以上が多かったと思うんですね。そういった場合には、性的な関係を何らかの理由で持ってしまった少女が、相手の男から撮られる、あるいは、それをまたビデオ・DVDにして売ろうという者と結託しておって、そうした者に撮られるというのが多かったんじゃないかというふうに思っています。最近では、それが乳幼児に拡大してきておるという実態がありますので、それは親が撮っているんだと思います。

それと、ちょっと前からありますのは、出会い系サイトなどで知り合って、そこで合意がある場合もあるでしょうけれども、もちろん無理やりの場合が多いと思いますが、そういった性行為を撮られる、撮った者がインターネットとかいろんなところに流すという形態のものが、そういう出会い系サイトが出てきて以来、多くあるというふうに承知しております。

前田部会長 ほかにいかがでしょうか。

では、木村委員、内山委員の順で、手を挙げた順でお願いいたします。

木村委員 本当に貴重なお話ありがとうございます。最近私が報道で知ったのは、アマゾンさんが有害図書を一括して削除したという話が今年の12月ですか、ただあるジャンル特定らしいのですけれども、これは何かご存じかなと思って、どういう経過か、何か働きかけがあったのかという。

後藤委員 知りませんでした。きょうお配りしてある資料には、アマゾンで購入でき

たのをいっぱいつけておるのですけれども。

木村委員 私なかなか言いづらいというか、例えば、動物との性行為とか、ある特定のジャンルらしいのですが、アマゾン自体はコメントを拒否しているそうなのですけれども、こうした動きは自発的なもの、あるいは法制度を含めて促進していくべきじゃないかと強く感じました。

もう一点は、ウイルスのプログラムの議論のときにあったんですが、例えば、ウイルスプログラムを各行為そのものまでを処罰すべきかというところで、それは当然ウイルス対策をするためにはつくらなきゃいけませんし、個人がそれで楽しむというか、プログラミングを楽しむ分には、それを表現の自由で縛ることは難しいということで、アメリカではウイルス作成そのものまで踏み込むことは難しいと。もちろん、幼児がいて、それを被写体にしてというのは、これはどんな場合でも許されないと思うのですけれども、先ほどあったコンピュータ・グラフィックスのような場合、もし仮にですが、例えばある人が全く個人の目的だけのためにつくるところまで踏み込まれるべきなのか、そこは今のようなウイルスプログラム論とある意味ではパラレルの関係があるのか、そこはどういうふうにお考えかなというふうに思いましたので、お願いいたします。

後藤委員 その問題につきましては先ほどもちょっと触れましたが、いろんな考え方があると思います。例えば、自分の手で描くとか、あるいはコンピュータ・グラフィックスで子どもの性的虐待画面を描くとか、つくるとか、その時点では実際被害を受けている実在する子どもがいないということで、自由といいますか、法規制までしなくていいんじゃないかという意見は十分成り立つと思います。ですから、それを頒布した時点で規制することにして、つくった行為自体は禁止しないという考え方というのは十分あり得ると思います。私の記憶では、スウェーデンではそうしておるといふふうに聞いております。

木村委員 すみません、私がちょっと聞き逃したのかもしれませんが、そうすると、単純所持という定義はどうなるのかなとちょっと思ったんですが。

後藤委員 私の説明で言いました単純所持は、実在する子どものいるポルノについての単純所持です。

木村委員 ありがとうございます。

前田部会長 よろしいですか。

木村委員 はい。

前田部会長 それでは、内山委員、お願いします。

内山委員 ネット上で削除できているのが3分の2ぐらいというお話でしたけれども、削除できない理由というのはどういうことなんでしょうか、海外にあるということ以外に。

後藤委員 これはプロバイダの判断により削除しないということですか。

内山委員 プロバイダが認めないということなんでしょうか。

後藤委員 削除しようと思えばできるんだけれども、応じないというのが3分の1近くあるということですか。海外のものはもちろんできません。

内山委員 その比率とかはわかるんですか。

後藤委員 今度吉川さんに詳しく説明していただけたらと思うんですけども、資料の3ページの上に、インターネット・ホットラインセンターの児童ポルノ公然陳列 1,609件の内訳として、国内が1,072件、海外が537件とありますので大体こういう割合だと思います。海外については削除依頼はしていないというふうに聞いております。

前田部会長 吉川委員がいらして、まさに彼のところで情報を集めて、削除してくださいと。ただ、強制はできないので協力できるプロバイダが3分の2ぐらいということなんです。協力してくれという。プロバイダの数とは違うかもしれないけれども。

後藤委員 プロバイダの数か、画像の数かちょっとわからないんですけども。

前田部会長 そうですね。

ほかにいかがでしょうか。では、大葉委員、お願いします。

大葉委員 後藤先生、貴重なご報告ありがとうございました。勉強になりました。

邪悪さに胸が押しつぶされそうなんですけれども、先生が乳幼児のほうに犯罪のほうで低年齢化しているということで、父親の直接的な、父親が撮影した画像がまた市場に出回ったりというご報告があったんですが、乳幼児というと、まだ授乳を受けているような、乳児というと母乳やミルクを飲んでいるというような感じのイメージがあるんですけども、先ほどサンプルで回ってきた5歳児ぐらいが増えているという認識でよろしいでしょうか。赤ちゃんも含まれてきているんでしょうか。

後藤委員 もう乳児も含まれているという。

大葉委員 赤ちゃんなんです。

後藤委員 ええ。これは正直言って見るに堪えないんですけども、そういうのはあります。どんどん仲間内でエスカレートしていつている。これは信じられない世界なん

ですが、ひどい画像を持っていればいるほど仲間内でのステータスが上がる。しかもそれを交換できるとか、どうもそういう世界でありまして、それでどんどん幼児から乳児にまで対象がエスカレートしていると、こういう状況です。

大葉委員 犯罪が摘発された場合に、そういった犯罪側の共通項とといいますか、かつて日本でも幼女の誘拐殺人とかで、わりと共通項があるような犯人像というのがあるんですが、大島清先生という京都大学の霊長類研究所の教授であられた先生の『子どもの能力は9歳までに決まる』という本の中に、そういった幼児性愛とか、露出狂であるとかいう性的な嗜好というのが、大体8歳まで前頭連合野の配線で決まるという記述があったんですね。私が育児情報などを世間にインフラとかに協力して出していく機会がありますもので、再発防止に、長期間なものではあるんですが、何かそういった特性のある犯罪者側のとといいますか、そういったものを繰り返す人たちの共通項などがありまして、もし私たちが保護者のネットワーク上、育児上気をつけるようなことが何かできたら、やはり何年後かのそういった犯人たちを減らしていく社会づくりができないかというふうに今お聞きしながら思ったんですが、何かそういった共通項というものがあるんでしょうか。

後藤委員 それは私も残念ながら全く知らないんですけど、ただ、子どもに対する性犯罪を行う父親とか、おじさんとか、そういうのはえてしていい人、世間からはいい人と思われている、子どもが被害を訴えても信用してもらえない、ずうっと言えないとか、そういう人も多いと聞いておりまして、どういう特徴があるのか、仮にあったとしても、それを発見するすべが外部からあるのかというのは、ちょっと私の知る限りないんじゃないかと思っています。

大葉委員 ありがとうございます。

前田部会長 ほかにいかがでしょうか。

後藤委員には怒られるかもしれないんですけど、児童ポルノの中に漫画を含めるかどうかという検討を、別の機会に何年か前にやったことがあるんですが、そこで彼らの代表的な意見みたいなものが紹介されて、議論の俎上に乗ったことがあるんですけど、彼らは、こういう漫画があるから児童性愛事件が減っているんだという言い方をするんですね。それによって昇華されて、本当にそういうことをしない代わりに、代償行為として漫画を見て楽しんでいるんだと。そこにどれだけ説得性があるのか。

ただ、児童性愛をずうっと名乗ってきてカミングアウトしている人で、漫画やなんか

がなくなっちゃうともっと悲惨なことが起こる。彼らの言い分は、我々は大人の女性には全く関心ないんだと、それはわかってもらえないかもしれないけど、我々から見ると、これは性を逆にしても同じなんですけど、何であんな大人みたいな、ある意味で気持ちの悪いものに性的なものを感じるんだと、その裏返しの気持ちをわかってほしい。性同一性障害と同じようなものなんだと。

それが世の中一般に説得性を持つかどうかは別として、真剣にそういうことをずうっとブログやなんかで言いまくって行く人もいるし、その周辺で、漫画は表現活動だから、それを児童ポルノとして扱うということは許しがたいという漫画家集団が相当強く存在しているし、民主党なんかにも働きかけている事実はあると思うんです。

我々から見たら理解不能なんですけど、要するに児童しか愛せない、それにしか性的興奮を持たないという人がいることも事実なんだと思うんです。そこをどうするかは非常に難しいというか、後藤委員がご指摘になったように、危害があるわけだから、それを押さえ込むというのは一つの方法だし、世界的な方向としては、日本は孤立しているんだというのもご指摘のとおりだと思うんですけれども、これをどう取り組んでいくかというときには、そういう声も結構存在しているということを頭に入れておかないと。前に青少協でやったときも、ポルノを禁止するということに、一番強く反対とかメールを送ってきたり、脅迫状とかということをやった人たちは漫画家集団なんです。特に児童ポルノをかいている人たち。この人たちはいわば狂信的なグループではありますよね。だから、それが怖いから議論が……ということは絶対あってはいけないのだけれども、ただ、狂信という言葉を使ってはいけないので、彼らは真剣にそういう趣味を持っているという面も、そこは理解しなきゃいけないという感じはしたんですね。

ちょっと余分なことなのかもしれないんですけどね。

どうぞ住田委員。

住田委員 きょうご講演いただいた後藤先生の話、それから実物を見て本当にびっくりしてしまいました。ちょっと私の質問はここから外れるんですけども、本来は前回のように質問すべきことだったのだらうと思いますけれども、この会議の中で話されたことが、きょうこの間の議事録が出てまいりましたよね。すべての発言がここに書かれているように思いましたので、私の場合ですと守秘義務というのが非常にかけられておりまして、この会議の中で、そういうことに配慮した物の言い方はできますか。

前田部会長 事務局でお答えいただけますか。

青山青少年課長 次回専門部会で、会議の公開や議事録の公開の問題について整理したものをお示ししたいと思います。

前田部会長 住田委員はその点だけでよろしいわけですね。

住田委員 はい。

前田部会長 徳本委員、お願いします。

徳本委員 貴重な講演をありがとうございました。

私の質問は児童ポルノ数に関するものでして、3ページのほうに日本の統計数字として「警察の検挙」の項目のところで、検挙件数が567件というご報告がございました。これは氷山の一角だというご報告でした。単純な質問でして、なぜ氷山の一角にとどまってしまうのかということです。例えば、法定の構成要件の関係があるのか、あるいは立証の難しさ等があるのか、それとも単に人的リソースの不足なのか、この点ちょっとご質問させていただきます。

後藤委員 一番大きいのは人的リソースの問題です。体制が全くないということであります。ですから、もっと体制を増やせば摘発はできることは確かです。

前田部会長 ほかに、お願いいたします。

新谷委員 ありがとうございました。まさにペドフィリアの天国日本ということで、びっくりいたしました。こういった問題になりますと、先生がおっしゃったように2つの議論があると思います。これはカタルシスである、必要悪である、これがあるから犯罪が低いのだという議論。それから、こういったものがいろんなものを助長する。文化として、人間のそういった性向を、嗜好を助長していく、アクセラライズしていくという考え方があると思うんですが、そういった議論に対して、民主党なり何なりいろんな意見、日弁連なり立場がありますけれども、結局、医学的な知見やデータ、心理学的な、そういった科学的なデータや研究というのはそれぞれが、漫画家とかいろいろおっしゃったのですが、そういったものを持っているのかどうか、それともイデオロギーで議論しているのかどうか、そこら辺はどうなんでしょうか。

後藤委員 まず児童ポルノの被写体とされた子どもが大変な被害者であるというのは、これは明らかだということであります。それと、ポルノあるいは児童ポルノを見て犯罪をしたくなったかという研究については、これはたしか内山先生の研究、あれはポルノ一般でございましたですかね、そういうのがあったと思います。

あと、逆に言うと、例えば、劇画アニメの児童ポルノによって性犯罪が起こったこと

はないとか、そういう統計もこれまたないと思うんですけども、私も専門じゃないんですけども、精神的・心理学的にどうかということはなかなか解明されていないんじゃないでしょうか。統計的とか、あるいは常識的にどうか、そういう話が多いんじゃないかと思います。

内山委員 私も最近のを詳しく精査しているわけではないんですけども、ちょっと勉強したことがありますして、そういう性的なもの、あるいは暴力的なものが子どもにどんな影響を与えるかということに関しては、日本ではあんまり実証的にはやられていないんですけども、アメリカでは結構実証的な研究が多くなされていて、実験的な研究にしても両方あるんですね。カタルシス効果が明らかだということを証明している実験もあれば、むしろ模倣の要因が強いんだ、要素が強いんだというのもあって、ただ、あくまでもそれは実験室場面での結果なので、それが現実場面でのどのくらい影響を及ぼしているかということは、一概に言うのはとても難しいかなと思います。

それから、後藤先生、多分よくご存じだと思うんですけども、警察の中で、確かにテレビでやっていたのを真似したんだとか、あるいは漫画にこういうのがあったから、それを真似してみたんだとかというのを犯罪の言い訳として実際に言う子どもというのもたくさんいるんですけども、じゃ、本当にその子がそれにだけ触発されて犯罪を犯したのかということになると、これも結構難しいものがあるって、子どもはなるべく自分の罪を軽くしたいということが何となく心理として働くので、そういう外的な刺激によって自分の犯罪は影響を受けたんだということによって自分の罪を軽くしようというというような動きがないわけでもないの、本当にそれだけで犯罪を誘発したのか、誘発はしているかもしれないけれども、それだけが原因なのかというのはとても難しいというようなことがあるかと思います。

ただ、これは言っていていいかと思うんですけども、今、回していただいたようなものが非常に日本には多いと。後藤先生はおっしゃらなかったんですけども、一時期問題にされていた平成 10 年前後、児童ポルノ法ができる前は、流通している児童ポルノの 8 割が日本発だというようなことを、たしか日本では言われていたことがあって、やはり規制しないのはおかしいんじゃないかということはあったとは思うんですけども、私もいくつかいろんな実験的な調査もやったし、調べてもみたんですけども、これだけでもすべての子に一樣に影響があるのだったら、日本の性犯罪とか、暴力的な犯罪というのは、もっとウナギのぼりに増えているだろう。ただ、それが全部影響を受けてい

るわけではなくて、多くの子どもは、それを見たからといって触発されないで犯罪を犯さない。本当にわずかの子しか犯罪を犯していない。だから、一様に影響を受けているというのは言えない。ただ、一部の子には明らかに影響を及ぼしているだろうし、それが犯罪をしてもいいんだという言い訳を与えているというようなことは言えるかなと思います。一概に論ずるのはとても難しいと思います。

前田部会長 よろしいでしょうか。

この会で児童ポルノを中心に議論ということであれですけれども、インターネットの問題とのつながりでということになんですけれども、後藤委員のご指摘は、ネット社会において児童ポルノというのは非常に広がるという大きな問題を持っているということなんですか。児童ポルノ自体が悪だというのは、もちろん一方であるわけですけどね。

後藤委員 私の場合は、警察でこの問題を担当していたちょうどその頃にインターネットが爆発的に普及しまして、当時の経験からすると、インターネットの普及前は児童ポルノというのは、なかったわけではないと思うんですけども、ほとんど問題とされるようなレベルじゃなかったというふうに思います。ごく一部の人間が隠れてやっていたんだと思います。もちろん家庭内の性的虐待というのは昔からあったわけなんですけれども、児童ポルノというのがこれだけ世の中に現れたのは、インターネットの普及からだというふうに経験的に確信をしております。

前田部会長 インターネットで非常に特殊なグループが集まることできるようになったと。ただ、それがかなり外にしみ出してきて、一般の人でも見られるようになってきちゃっているということがあるんですね。

後藤委員 ええ。先生おっしゃるとおり、2種類あるかと思います。本当にコアのといいますが、児童性愛者という言い方は、愛という言葉を使うべきじゃないかというふうに思いますが、児童性虐待者という本当のコアのグループと、あとはもともとはそうじゃないんだけど、子どもを性の対象としていいんだということに目覚めたというか、そういうグループと両方あるという印象を持っております。

前田部会長 この問題の対策は、東京都を越えて国でもブロッキングの問題とかも、総務省なんかも恐らくおやりになると思うんですけども、東京都の対策として特にやってくれることがあるかと。先ほど青山課長がおっしゃっている成果の中に取組があるんですけども、例えば、フィルタリングなんかは、東京都で条例をつくったから総務大臣が動いて、携帯の社長を呼びつけてというようなことにつながった面がもちろんあ

るんですね。ここで東京都の条例の中にフィルタリングを持ち込んで、1 地方公共団体が何だみたいな感じはあったんだけど、やはり非常に大きなインパクトを与えていったという経験はあるので、ぜひいろんな意味で可能な、もちろん先ほどご説明いただいたような全体の状況の中で何ができるか考えていかなきゃいけないと思いますけれども、児童ポルノに漫画を含むかどうかというのも大きな問題で、それについて児童ポルノ法の改正が本体だとは思いますが、その周辺として、東京都としてどういう取組をしていくことが可能であり、していくべきなのかという観点はあり得ると思うんです。

ほかに何かきょうのところの話でご意見とかご質問とかいかがでしょうか。鈴木委員は特に……。

鈴木委員 きょうの後藤先生のお話を伺っていて本当に勉強になったんですけども、単純な疑問というか、これだけそういう状況になっていて、我々が海外より遅れているというのはニュース等で聞いていましたけれども、ここまでひどい状況というのはきょう初めて知ったような部分もかなり多かったです。かなり啓発活動もやられていると思うんですけども、それが本当に一般のレベルまで下りてきていないという感じはすごく実感として受けたんですね。

もう一点、きょう教育庁の方もいらっしゃっているのでお話を伺いたかったのは、きょうのこういった資料等が出ましたよね。それをこの資料だけで終わらせてほしくないというか、それをちゃんと下へ下ろして行ってほしいというのが実感としてあります。

私なんか学校に週に三、四日ぐらい行っていますので、そうすると、その中でこれは見たことがなかったので、先ほどの説明できょう初めてというのを聞いたんですけども、指導というか、そういった流れがよくないのが現状かなりあると思いますので、その辺はできるところからやっていただきたいなと思いますので。

以上です。

前田部会長 ありがとうございます。もちろん教育庁の側でも情報は流していらっしゃるんだと思うんですが、参考資料とかこういうものも、これはまだできたばかりのものなんですね。

西田主任指導主事 この件はそうです。

前田部会長 取り組んでそれが伝わるということも非常に大事なことだと思いますので。

ほかにかがででしょうか。どうぞ新谷委員。

新谷委員 質問なんですけれども、これだけ私たち一般国民からすれば当たり前のことが当たり前に守られていない。社会全体として、ほかの権利を優先するよりも、子どもたちを守るのが当たり前じゃないということが実現できないためにはいろんな壁があると思うんですが、一つは、言論の自由とか、表現の自由という考え方、それから経済優先の社会構造、それと当事者団体、その方たちの人権といいますか、そういった思い。ほかにといいいますか、何がどういったものが先生は壁だと思いいになるのか。ちょっと意見を聞かせていただきたいと思います。

後藤委員 大きく言えば、社会全体として子どもをどこまで大事にするかという考え方だと思うんです。我が国の大きな問題としましては三つあると考えています。一つはこの児童ポルノで、あと、児童虐待と子どもに対する性犯罪、この三つが子どもの生命が直接脅かされる三大害悪といいますか、非常に大きな問題だと思うんですけれども、そのすべてについて、日本では法制度とか、警察の体制とか、児童相談所の体制とか、権限とか非常に弱いんです。児童ポルノの問題だけじゃないと思います。

日本の社会と言っていいのか、政府と言っていいのか、そこはちょっとわからないんですけれども、子どもを守るという意識が日本社会は弱いのだと思うんです。ただ、単純所持の禁止については世論調査を見ると、9割の人が賛成しているのに、日弁連と民主党が反対しているから実現しないのか、反対勢力の力が強いのか、その辺はちょっとよくわからないのですけれども。児童ポルノだけじゃなくて、児童虐待と子どもに対する性犯罪を含めた三つのテーマを見ると、諸外国ではそれぞれについてそれぞれの法律が整備されているんですね。こういう問題はどこの国でもあるんですけれども、ほかの先進国に比べて日本は法制度なり、体制なりが弱いというのは事実ですね。その原因は、大きく言えば、国民の責任ということになってしまうと思うんですが。

加藤副会長 今、後藤先生のお話を聞いても、納得しているいろいろ勉強させていただきました。ありがとうございました。

最終的に国民にとっては当たり前だろうけれども、なかなか実現していかないということ聞いて、今までもそれがあったなと思ったんですけれども、例えば、同じような問題として生セラの問題があったときに 生セラというのは女子中学生が自分の下着を売るんですね。人のものをとったんじゃないと、自分のものだと、押し売りしたんじゃないと、欲しいから買ったんだと、どこが悪いかと。これの問題のときも必ず出て

きたんですね。児童ポルノの場合も出てきているのは、被害者なきとか、例えば今前田部会長が言われましたように、これがあるから防げることになるんだとかいるんなことがあると思うんです。ふと今感じたのは、そういうことに対して、きちんとこういうことでこれは禁止するんだよという、反対している側を説得するだけのものがないといけないと思うんです。ですから、そこら辺のところを多少勉強しなきゃいけないんだろかなと思いました。

非常に難しいと思うのは、同性愛の場合でも、少女に対する性愛の傾向でも2つの意見があると思うんですけれども、1つは、健全な情緒的成熟をしていない結果であるというものと、もう一つは、そういうことではなくて遺伝的にそういう資質を持っている。そこら辺のところ、僕はどっちだかよくわからないんですけれども、反対をする人たちに対しても、こういうことなんだよと。

非常に単純な一つの例で言うと、フロムが人間の傾向としてネクロフィラスな傾向とバイオフィラスな傾向と2つ対立していると。例えば、死体を見るとか、死体に興味があるとか、死のほうに非常に興味がある。ですから、ちょっと児童ポルノと違うかもしれないかもしれませんけれども、ナチスの幹部なんか死体を見て恍惚としている。死体を見ること自体がエクスタシーだというようなものというものはあるわけです。そうすると、そういうネクロフィラスな傾向とバイオフィラスな傾向とある。人間はバイオフィラスな傾向のほうに成長しなければいけないんだ。これはみんなが納得しているかどうかは別として。

要するに今ここで言われているのは、当たり前のような感情を持たないということは、人間の本来持っている傾向のマイナスのネクロフィラスなほうの傾向が助長されてなっているのであって、本来、人間が性のプラスの方向に、バイオフィラスな方向にいけば、そういう傾向というのは解消していくものだ。これが納得できるかどうかは別として、東京都青少協として何かを出すときには、なるほどね、そういうことですよねというような背景のことを我々は考えなきゃいけないんじゃないかというふうに考えたわけです。

先ほど大葉委員が言われたように、犯罪心理学その他のことは全く知りませんが、恐らく共通性としては、小さいころのフェース・ツー・フェースの関係がない人とか、コミュニケーション能力ができない人とか、そういうことというのは出てくると思うんです。こういう児童ポルノの作成者というものは、本来こういうものなんだという

ことをきちんと説明する必要があるのかなと。

つまり、先生も言われたように当たり前の感情が生じてこない。要するに見るに堪えないんじゃないじゃなくて、見ることに恍惚としちゃうんだということを言われるとものすごい違いですので、見ることを恍惚とすること、見るに堪えないほうが正常という言い方をするとまたすごく問題がある。異常というのは何だという問題が出てきちゃうのですけれども、言葉として正常という言葉を使わせいただくと、見るに堪えないという感情のほうが当たり前で正常なんだというふうに言うと、いろいろ問題が出ると思うんですけれども、見るに堪えないものを見ることでエクスタシーを感じるのところまで人間の傾向としてあるという、恐らく児童ポルノを規定していくときには、相当きちんと日本の本質にさかのぼって、僕の理解ではどこかで人間が成熟に問題があったというふうに理解しちゃうんですけれども、もちろん、そう理解しない人はいるんですが、成熟に問題があって、見るに堪えないものに対して、そちらの人は恍惚とするというような説明をすると反発を買うと思うんですが、やはり何らかの形で反対者をも含めてトータルな説明が必要かなというようにちょっと僕は感じたんですけれども。

以上です。

前田部会長 ありがとうございます。児童ポルノに関しては大きな問題で、あとインターネットの絡みでは漫画の問題は置いておいても、被害者がいて、さっき言った自分の画像が世界じゅうに流れて、ほかのところでも出たんですけれども、消す可能性がない、消えなくなってしまうという問題をどう考えるかですよね。消す方法を考えておくべきだとか、ブロッキングを覚えておくべきだとかいろんな対応の仕方があると思うんですが、きょうは入り口ということで、時間に余裕がないわけではないんですが、加藤先生にまとめていただいたので、このくらいで一応きょうの会議は閉じさせていただきます。

事務局のほうから、次のこと等についてご連絡等がございましたらご説明いただきたいと思うんですが。

青山青少年課長 それでは、日程の関係でございますが、既にご案内をさせていただいているとは思いますが、まず次回の専門部会でございます。来週になります。2月6日金曜日午後6時ということで、2週続けて金曜日の夕刻に設定してしまって大変申し訳ないんですけれども、まず、吉川委員のほうから「ネット・ケータイ上の有害情報等をめぐる現状と課題について」、引き続き、安川委員から「子どものネット・ケータイとのつきあい方をめぐる現状と課題について」ということでお二人からヒアリン

グをさせていただきます。

また第3回の日程も今セットしておりますが、こちら2月17日火曜日になります。こちらは午後6時半からですが、今度インターネットに関する業界の側の取組ということで、社団法人テレコムサービス協会のサービス倫理委員長をされておられます桑子博行様から「青少年とネット・ケータイをめぐる問題への業界の取組状況について」お話をいただく予定でございます。

また、委員の方々の卓上に、第1回総会の議事録の案をお配りしてございますので、ご確認いただきまして、訂正その他ございましたら、事務局のほうにご連絡いただきたいと思っております。

事務局からの連絡は以上です。

前田部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第1回の専門部会を閉じさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。次回以降よろしく願いいたします。

午後8時20分閉会